

(様式第 2-14 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 4 月 1 日

長 柄 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			長柄町桜谷	無	R2～R6	桜谷集落
	○			長柄町刑部	無	R2～R6	辺田集落
	○			長柄町刑部	無	R6～R10	月川農地保全会